

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	送配電等業務指針第97条第2項第4号	土地の新たな取得を伴わない既存設備の改修における接続検討申込の際は、事業用地に関する書類の提出及び使用権原を証する書類の提出は不要としていただきたい。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
2	送配電等業務指針第97条	既設発電所の扱いについては、既に当該土地を長期間に渡り問題なく使用している実績があることから、改修範囲外の使用権原の提出を全て省略していただきたい。例えば、既設水力発電所の屋外変電設備等を更新する場合、当該設備等の設置場所のみの使用権原を証する書類を提出することとする。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
3	送配電等業務指針第97条	既設発電所を同発電場所にてリニューアルする場合、既に当該土地を長期間に渡り問題なく使用している実績があることから、事業用地の使用権原の提出を省略することとしてはいかがか。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
4	送配電等業務指針第97条	既設発電所の出カアップに伴う系統連系希望の場合、既に当該土地を長期間に渡り問題なく使用している実績があることから、事業用地の使用権原の提出を省略することとしてはいかがか。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
5	送配電等業務指針第97条	長期間に渡り運転を続けている旧来の発電所については、土地所有者を特定し、権原取得することは困難を要することもあり、事業用地の使用権原の提出を省略することとしてはいかがか。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。
6	送配電等業務指針第97条、第105条 送配電等業務指針附則第2条	送配電等業務指針の変更案における「契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化」について、既設水力発電所の増出力や設備リニューアル等を目的とした接続契約申込みに対しては、水力発電設備の特性を考慮し、また、今回の改正目的である系統接続の適正管理に鑑みて、提出書類の対象は「系統接続に係る発電設備そのもの（例えば水力の場合は水車発電機）が設置される土地」に限定することが適切と考える。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。なお、検討の結果は本規定の施行期日までに別途公表する予定です。